

行田市開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(条例第2条の規則で定める開発行為)</p> <p>第2条 条例第2条第2号ただし書の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(条例第5条第1項第1号の規定による指定の基準)</p> <p>第3条 条例第5条第1項第1号の規定による指定は、予定建築物の用途、土地の区域等が次に掲げる基準に該当する場合に限り、行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該指定に係る予定建築物の用途が次のいずれかであること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 商業施設（当該用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル以下のものに限る。）</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(条例第2条の規則で定める開発行為)</p> <p>第2条 条例第2条ただし書の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(条例第5条第1項第1号の規定による指定の基準)</p> <p>第3条 条例第5条第1項第1号の規定による指定は、予定建築物の用途、土地の区域等が次に掲げる基準に該当する場合に限り、行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 当該指定に係る予定建築物の用途が次のいずれかであること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 商業施設であつてその用途が次のいずれかであるもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が1万平方メートル以下のものに限る。）</p> <p><u>(7) 小売業の店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積の合計が3,000平方メートル未満のものに限る。(ウ)において同じ。)</u></p> <p>(イ) 飲食店</p> <p>(ウ) <u>小売業の店舗及び飲食店の用途のみを併せ有する施設</u></p> <p>2・3 (略)</p>